

令和7年10月16日（木）13時30分～  
交通政策審議会海事分科会船員部会  
第1回漁業（いか釣り）最低賃金専門部会

**【成瀬労働環境対策室長】** それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会漁業（いか釣り）最低賃金専門部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。専門部会長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告いたします。本専門部会は、資料1、通し番号4ページのとおり、本年7月17日付諮問第482号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について」により、漁業（いか釣り）最低賃金の改正に関する諮問を受けて、当該事項の調査・審議を行うために設置されました。これに伴い、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会の委員につきましては、資料の通し番号2ページの委員名簿をご覧ください。

それでは、本日ご出席いただきております委員の方々を紹介させていただきます。

公益を代表する委員として、西崎委員です。

**【西崎委員】** 西崎です。よろしくお願ひいたします。

**【成瀬労働環境対策室長】** 野川委員です。

**【野川委員】** 野川でございます。よろしくお願ひいたします。

**【成瀬労働環境対策室長】** 関係船員を代表する委員として、釜石委員です。

**【釜石委員】** 釜石です。よろしくお願ひします。

**【成瀬労働環境対策室長】** 漢那委員です。

**【漢那委員】** 漢那です。よろしくお願ひいたします。

**【成瀬労働環境対策室長】** 関係使用者を代表する委員として、中津委員です。

**【中津委員】** 中津でございます。よろしくお願ひいたします。

**【成瀬労働環境対策室長】** 谷地委員です。

**【谷地委員】** 谷地です。よろしくお願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 続きまして、水産庁及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介いたします。

水産庁資源管理部管理調整課の櫻井課長です。

【櫻井水産庁資源管理部管理調整課長】 櫻井です。よろしくお願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 後藤船員政策課長です。

【後藤船員政策課長】 後藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 船員政策課の尾崎課長補佐です。

【尾崎船員政策課長補佐】 尾崎でございます。よろしくお願ひします。

【成瀬労働環境対策室長】 岩下労働環境技術活用推進官です。

【岩下労働環境技術活用推進官】 岩下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては、以上でございます。本日は委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に資料は行き渡っていると思いますが、資料は20ページものの各ページの右下に通し番号を振らせていただいております。ご確認をお願いいたします。不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、議題1「専門部会長の選任について」ですが、船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益委員を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかが取り計らいましょうか。

中津委員、お願いします。

【中津委員】 昨年、大型いか釣りに中型いか釣りを加えて、いか釣りの部会が設定されました。それから昨年の最低賃金の制定に至るまで、ご議論を進めていただきました野川委員に専門部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 ただいま、野川委員を専門部会長にとのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【成瀬労働環境対策室長】 ありがとうございます。それでは、野川委員に専門部会長をお願いすることといたしまして、今後の議事の進行につきましては、専門部会長にお願

いしたいと存じます。

野川専門部会長、よろしくお願ひいたします。

【野川部会長】　ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。皆様のご協力を得まして、審議が円滑に進みますよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事を進めてまいります。

議題2「漁業（いか釣り）最低賃金を取り巻く状況について」でございますが、初めに諮問の趣旨につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【後藤船員政策課長】　事務局より、諮問の趣旨につきましてご説明を申し上げます。

本年度につきましては、詳しくは後ほどご説明いたしますが、春闘における組織船員の賃金水準、あるいは消費者物価指数の動向なども勘案いたしまして諮問を行うことといたしました。このため、本専門部会におきましてご審議いただきまして、船員部会に審議結果をご報告いただきますようお願い申し上げます。

【野川部会長】　ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、質問等ござりますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと存じます。

関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示の結果につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】　関係船員及び関係使用者の意見聴取につきましては、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、本年8月18日付の官報に公示し、意見の提出を求めたところ、9月1日の期限までに意見の提出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

【野川部会長】　ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3「いか釣り漁業の概要」につきまして、水産庁からご説明をお願いいたします。

【櫻井水産庁資源管理部管理調整課長】　水産庁でございます。

資料の通し番号6ページをご覧ください。いか釣り漁業の概要ということで、6ページは漁業の概要です。今日ご議論いただくベースになるいか釣り漁業につきましては、総トン数30トン以上の動力漁船により、釣りによっていかを取ることを目的とした漁業と定義されております。経緯としましては、制度的には承認漁業という言葉はもうないんですけど、昭和47年から承認漁業とされており、それから平成14年に大臣許可漁業となつ

ているということです。6ページの左側にいか釣り漁業の操業概念図というのを掲げておりますが、中型とか大型という言葉もこの資料の中には出てきていますが、何がというのは、漁船の規模がという意味で中型とか大型ということになっていまして、絵だとなかなか分かりにくいんですが、この大きな船から小さな船まで取っているような漁業だということで、形としてはおおむねこういうことになっていて、いか釣り機が舷のところにあって、そこからいか釣りの道具を下ろしていかを取ると。上にライトを、なかなかプリントでは分かりづらいかもしませんが、いさり火と言われるような強力な光力を発するライトが上についていて、それによつていかを夜間に集めてやるというのが基本的な操業形態だということです。

6月頃から翌年の2月までの間に日本海、太平洋のEEZ、それから太平洋の公海域などで操業しているというパターンになっていまして、現在の許可隻数は42隻だということです。同ページの右側に操業海域があつて、次に出てきますけど、スルメイカとアカイカで漁場が違うんですが、一つにするところいう感じということ。それから、左下のほうに許可隻数の推移を掲げてあります。近年隻数としては減少傾向にあるということです。

7ページをご覧いただきたいと思います。こちらはいか釣り漁業の生産の動向です。先ほどちょっと触れましたが、今ご説明したいか釣り漁業においては、魚種としては、いかの種類としては、スルメイカとアカイカを主に漁獲しております。左側のほうに写真も掲げてありますが、最大体長でいうとアカイカのほうが大きくなるということなんです。これはさっきのページにあるような、釣りによって取っているということです。近年はスルメイカの漁獲が非常に低調だということで、燃料費のコスト上昇などもあって、経営としては悪化している状況にあるということです。

それから、絶対量、漁獲量でいうと、主な漁獲物であるスルメイカの近年の漁獲量が大幅に減少したということで、いか釣り漁業の漁獲量は低調な状況になっております。経営安定を図る観点から、約7割のいか釣り漁業で、下のほうの魚種ですけれども、太平洋公海域でアカイカを漁獲対象とした操業を実施しております。

右側のほうに漁獲量の推移がありますが、こうやってやると、スルメイカ、青い部分が棒グラフでは見えなくなってしまうぐらいの漁獲量の低下を見せているということです。単価が上昇しているということもあって、その下にあるのが漁獲金額の推移ですけれども、青い部分が生き残ってはおりますが、単価が上がってきたということはあります。それでもアカイカの割合が上昇しているということもあって、経営環境としては厳しい状況が

続いているということだと思います。

いか釣り漁業の概要については、説明は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、質問等はございますでしょうか。それでは、次に移りたいと存じます。

その他の資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 資料4、通し番号8ページをご覧ください。こちらは漁業（いか釣り）最低賃金の適用を受ける最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数の令和7年4月1日現在のデータでございまして、地方運輸局ごとにまとめたものとなっております。一番下の計をご覧ください。事業者数は20事業者、船舶数は32隻、船員数は186人、船員数の内数としまして、一番右の組織船員数が145人となっております。

次に資料5、通し番号9ページをご覧ください。こちらは、漁業（いか釣り）船員賃金実態調査のデータでございます。本調査はいか釣り漁船に乗り組む船員のうち1人歩または1人歩以上で、最も1人歩に近い乗組員に対して、令和6年1月から12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものでございます。実態調査の集計方法ですが、一番下に記載のありますとおり、最低賃金適用対象船舶について、悉皆調査により実施したものとなっております。集計結果の補足説明をさせていただきますと、組織、未組織別にそれぞれ賃金の支払い形態を固定プラス歩合、固定のみ、全歩合のみと分けて集計を行っております。組織船が29隻、未組織船が3隻、賃金の支払い形態はご覧のとおりとなっております。

次に、10ページをご覧ください。こちらは、いか釣り漁船乗組員の1人歩の月額報酬額のデータとなっておりまして、報酬額の高い順から並べております。一番下の最も低い報酬額ですが、23万9,051円となっております。

続きまして、資料6、11ページをご覧ください。こちらは、漁業（いか釣り）の最低賃金の改正状況について、これまでの改正の経緯についてまとめたものでございます。表の右側、備考欄、一番上に漁業（大型いか釣り）とありますが、昭和56年に漁業（大型いか釣り）として最賃額が設定されまして、平成12年から平成26年度までは、表のとおり改正がなされておりました。平成25年のところに6,300円アップとなっておりますが、こちらは航海日当の見直しが行われ、そのアップ分がこの年の改定額に反映された結果となっております。平成27年以降は、大型いか釣り漁業に従事する船舶が1隻の

みとなり、当該 1 隻がさらに組織船だったこともあります、当時の最低賃金額を大きく上回る賃金が支払われていたということから諮問は行われず、平成 27 年から令和 6 年まではそのような状況が続いておりました。昨年度ですが、大型いか釣り漁業に中型いか釣り漁業、この中型いか釣りは 30 トン以上 200 トン未満の船舶ですが、そちらの中型いか釣り漁業を含めた適用範囲の拡大を行い、漁業（いか釣り）としまして最低賃金を新たに設定したところでございます。表の一番下、令和 6 年度の 21 万 3,300 円が現在の漁業（いか釣り）の最低賃金額でございまして、本年 6 月よりこの効力が発生している状況でございます。

次に資料 7、12 ページをご覧ください。12 ページ以降ですが、最低賃金の改正に係る参考資料となっております。次の 13 ページをご覧ください。こちらは漁業最低賃金決定状況でございまして、各地方運輸局長が決定する最低賃金の現在の最低賃金額を記載しております。最も額の高いところでいきますと、左側の漁業（沖合底引き網）では神戸の 22 万 5,600 円、右側の漁業（大中型まき網）では中部の 22 万 6,000 円となっております。

次に、14 ページをご覧ください。こちらは費目別、世帯人員別標準生計費でございまして、令和 7 年 4 月現在の費目別に世帯人員単位での標準的に係る生計費を比較した資料となってございまして、特に食料費の支出が増えているという状況でございます。

次に、15 ページをご覧ください。こちらは消費者物価指数の 10 大費目を比較した資料でございまして、一番左の列に 2 年、100 とありますとおり、令和 2 年の物価指数を 100 としまして、各年ごとの推移、また月別の推移を示した資料となってございます。左から 2 列目にあります総合で見てまいりますと、令和 3 年については 100 を下回りますが、令和 4 年から上昇を示しまして、令和 6 年では 108.5、対前年比で 2.7 ポイントの上昇となっております。下半分の月別指数で見ますと、令和 6 年 1 月以降、100 を超える数値で推移している状況でございます。

次の 16 ページをご覧ください。こちらは陸上労働者の最低賃金に関する決定方式や適用労働者数等を示した資料となってございます。最低賃金には地域別最低賃金と特定最低賃金の 2 種類がございます。表の 1、決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数の決定方式欄（1）にあります地域別最低賃金、こちらは決定件数で 47 とございますが、これは各都道府県で決定していることを示してございます。この地域別最低賃金は船員法の適用のある船員には適用はございません。船員の最低賃金は特定最低賃金に該当します

が、その下の（2）にございます産業別最低賃金が特定最低賃金という区分に該当いたします。こちらの表は、船員を除いた陸上労働者に限ったものでございますが、決定件数で224件、適用労働者数で295万6,900人となっております。

次に、17ページをご覧ください。こちらは地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額を示した資料でございます。令和6年度の地域別最低賃金の加重平均額ですが、一番上の右から2列目にありますとおり、1,055円と対前年度上昇率では5.08%の上昇となっております。その下の段の産業別最低賃金の全国加重平均ですが、合計欄にありますとおり、1,006円で、対前年度上昇率では3.71%の上昇となっております。

次に、18ページをご覧ください。こちらは地域別最低賃金額改定の目安の推移を示した資料でございます。陸上労働者の最低賃金は、厚生労働省に設置されている中央最低賃金審議会で賃金改定の目安をお示しした後、各都道府県の最低賃金審議会で賃金額を決定するという仕組みになっております。本年の賃金改定の目安ですが、本年8月4日に答申が取りまとめられ、本年の各都道府県の引上げ額の目安については、一番下にありますとおり、Aランク、Bランクは63円、Cランクは64円とする答申が示されております。Aランク、Bランク、Cランクについては、次の19ページをご覧ください。

こちらは地域別最低賃金額一覧でございます。右から2列目の令和6年度最低賃金額で見てまいりますと、最も高いところはA欄の東京で1,163円、最も低い最賃額はC欄の秋田県で951円となってございます。なお、今年度の各都道府県の最低賃金の審議状況ですが、9月5日の厚生労働省の報道発表によりますと、全ての都道府県の最低賃金審議会で答申がなされておりまして、全国加重平均額は66円の引上げ、平均額で1,121円となる予定とのことでございますので、併せてご報告いたします。

最後に20ページをご覧ください。こちらは給与勧告の実施状況等でございまして、人事院勧告の状況を示しております。一番下の令和7年度ですが、ペア率3.62%となっている状況でございます。

資料の説明は以上でございます。

**【野川部会長】** ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは議題3「漁業（いか釣り）最低賃金の改正について」の検討に入りたいと存じます。ただいまのご説明を踏まえまして、本年度、令和7年度の最低賃金の改正につき、ご意見を伺いたいと存じます。それぞれ、どちらからでもどうぞ。よろしくお願ひいたします。

ます。

釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 海員組合、釜石でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、少し経緯をお話しておきたいと思いますが、漁業のいか釣りの最低賃金は令和4年度までは漁業の最低賃金額をリードしてまいりました。一番高いところを走ってきたということを明確に申し上げておきたいと思います。

それでも、今、地域最低賃金のご説明が事務局からございました。こちらを見ますと、やはり沖合底引き網の神戸、それと大中型まき網の中部は、中部にはまだ今のいか釣り最低賃金は届いていない状況です。やはり過去の経緯を考えますと、このいか釣り漁業の最低賃金が漁業の最低賃金をリードしてきたことに照らし合わせれば、やはり足踏みをしていた時間が長過ぎたと。要するに中央と地方の最低賃金が逆転している状況にありますので、これを早急に、るべき姿として中央が地方を引っ張ってきたものが、今、地方のほうが逆転している現状になっていますので、まずこれを是正することが必要だと労働者側とすれば考えます。

まず、理由は、いか釣り漁業というのは、北は北海道から南は九州、沖縄まで、去年は行っていましたけれども、そのぐらい広域就航性のある産業であるということと、それから、太平洋側は日付変更線を超えるまで操業に行く漁業種であると。そういったことに鑑みますと、先ほど事務局からの説明もありましたが、この消費者物価指数がこれだけ高止まりしている状況にあって、2020年を100とすれば、今、7月の発表を見ると、もう112.1という数値になっているわけです。こういった状況を照らし合わせた場合に、やはりまず、地方の水準までは少なくとも最低賃金を持っていくべきであろうと考えることが一つです。

それから、陸上の最低賃金の結果も先ほど事務局からお話をございました。加重平均で66円上がっております。これはパーセンテージにしますと6.3%になります。陸上と、それから漁業の最低賃金がどんどん差が縮まっているんです。漁船員というのはご承知のとおり、家族を離れて、離家庭性の強い産業になっております。そうしますと、やはりかかる費用というのは、当然陸上の労働者よりも大きくなるというのは説明をしなくても皆さんご承知のとおりだと思います。したがいまして、今年度の最低賃金額の改定は、まずは地域最低賃金の水準に合わせるべきであろうということを申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

中津委員。

【中津委員】 ただいまのご説明、どうもありがとうございました。足踏みをしているというご指摘がございました。また、中央が地方を引っ張っていかなきゃならないという点は、私もそうしていきたいと思っております。

現在のいか釣り漁業の構成を見ますと、ずっと足踏みしていたのは1隻、大型でありますし、それ以外の三十数隻については去年初めて導入をしたということでございます。導入してその履行を今一生懸命頑張っているところでありますし、続けて、最低賃金を導入して、またすぐに上がるというのは結構大変なこともあるというのが1点目でございます。

今日の資料を拝見いたしまして、10ページのところに、1人歩の月額報酬額が出ておりまして、私はこれを見てちょっとびっくりしました。実は昨年度、ちょうど中型いかが大型いかと一緒にになったときのデータとしては、当時は平均すると48万円あったわけなんです。ところが、今回のデータでは43万ということで、実態上は5万円下がっております。これは先ほど水産庁のほうからも説明ありましたように、いかが不漁で獲れないということで経営的には厳しい状況になっておりまして、漁業者とすれば、同じ最低賃金であっても結構厳しいというのが、一つの数字としてここに出てると思います。

それから家計消費、これは皆さん実感するところで、手取りが少ないというのも報道されておりますけれども、14ページに家計消費が上がっております。これは先ほどのご説明の中で、食料費が上がっているというのが全般的な傾向だと思っておりまして、ただ、この食料費も、船においては船主が多くを負担するということですので、これ自体は、ご家族は陸上にいらっしゃって食料費が上がっているかとは思うんですけども、乗組員さんについては船で見ているところもあって、その分も経営者側としては厳しい状況ということがありますし、ご提案いただいた陸上の6.3%でありますけども、当方としては、今時点で大幅な最低賃金のアップというのはなかなか考えづらいというのが我々としての意見でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

谷地委員、お願いします。

【谷地委員】 ありがとうございます。

釜石委員、もう一度、すみません、説明のほうをお願いしたいんですけど、最後にご説明いただいた消費物価指数でしたっけ。家族と乗組員がどうとかというところをもう一度ご説明いただければと。大変だというところです。

【釜石委員】 よろしいですか。担当省が発表しているデータを、私、今引っ張ってきました、消費者物価指数の総合は、事務局が資料も用意していますけれども、2020年を100としたときに、今年の2025年の7月現在というのは、112.1という数字で表されています。これはおおむね3%前後で上昇、推移しているという数字になってございます。

乗組員というのは、自分の家を離れて、先ほども説明しましたけれども、いか釣り漁業は、北は北海道から南は九州、沖縄まで、昨年はいかを探して操業していました。そうしますと、北海道に入ることもあれば、島根県の隱岐の島に入ったりすることもあります。その地域地域で、彼らが船で必要な必需品を買おうと思った場合に、やはり地元で買うのと自分の地元ではないところで買う費用というのは異なってきます。そうしますと、家庭を離れてかかる費用が、やはり通常の陸上の労働者よりもかかるというのが、我々船員の特殊性だと考えてございますということでご説明させていただきました。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【谷地委員】 はい。先ほど中津委員からもお話をあったとおり、基本的には食料というのは船主持ちなわけですよね。そこで函館に入りました、境港に入りました、博多に入りました。そのところどころでは、それはしけとか何かで入ることあるけれども、基本お金というのは使うことはない。基本船で待機ということであって、それは、特に入ったからって必ず出費が出るという考えは、我々船主は持ってはいないところでございます。かえて、陸上で単身赴任で、家族が青森にいるのにお父さんが単身赴任で東京にいて家賃がかかるというのであれば、そういう考えはあるかもしれませんけれども、船員にとっては、そういうことは陸上とはあまり参考にはならないのかなと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【釜石委員】 すみません、一つ言い忘れたことがあります。

【野川部会長】 はい、釜石委員、どうぞ。

【釜石委員】 まず、先ほど申し上げればよかったですけれども、実は今、入管庁と

厚生労働省が産業分類別平均賃金という資料を出しています。1番目の介護の産業から33番目の廃棄物処理業まで、この産業の平均賃金を、私、計算しましたところ、31万2,985円という数字になっています。陸上の最低賃金がこのぐらい上がっているということを申し上げておきたいですし、この賃金の経過の推移を見ましたら、令和2年から令和6年まで、月額で2万円から3万円上がっている状況にあります。ですけれども、やはり、船員の賃金はそれよりも上がり幅が少ないというところが事実としてございますので、これをやはり船員の社会として最低賃金を確立させていくためには、まずは陸上と海上の労働の特殊性を考慮して、最低賃金が設定されるべきであろうと乗組員側としては考えますので、ご留意いただければと思います。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかに、ここでご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ双方のご意見につきまして、歩み寄りを進めてまいりたいと存じますので、この場を一旦クローズいたしまして、労使委員の間で膝詰めで、直接忌憚のないご意見を交換し合っていただきたいと存じますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、別室を用意しておりますので、労使委員だけで率直なお話合いをしていただきたいと存じます。

あまり時間は取れませんので、20分程度でお願いをいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 お疲れ様でございました。それでは、お話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

釜石委員。

【釜石委員】 まず、労使でお話合いをする時間をいただきまして、ありがとうございます。

労使双方で膝を突き合わせてお話しいたしました結果、どちらも最低賃金の改定の必要性は合致しておりましたけれども、その水準までを合意するには至りませんでした。したがいまして、引き続き労使で話合いを煮詰めさせていただくお時間を頂戴できればと考えてございます。

以上でございます。

【野川部会長】 使用者側から何かございますか。

【中津委員】 ただいま釜石委員がお話しされたとおりでございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、本日の専門部会では結論に至らなかつたということでございますので、さらに話合いをして、よりよい結論を目指していただきたいと思います。今後、次のこの専門部会までまだ時間がありますので、ぜひ労使双方で話を詰めていただいて、その上で再度専門部会を開催して結論を得るという段取りで進めてまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、お願ひいたします。

それでは、これで本日の予定された議事は終了いたしました。事務局にお返ししたいと思います。どうぞ。

【成瀬労働環境対策室長】 ありがとうございます。次回の専門部会の日程でございますが、11月20日、木曜日の13時30分から、場所は本日と異なりまして中央合同庁舎3号館、8階の特別会議室を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、漁業（いか釣り）最低賃金専門部会を閉会いたします。本日はお忙しいところご参集賜りありがとうございました。

―― 了 ――